

奈良県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年四月四日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
社会福祉法人寧楽ゆいの会	奈良市菅原町四八番地	訪問看護ステーションゆいゆい	天理市前栽町三一〇―三フロ ーラルコート一〇二号室	平成二十九年一月一日